

# 「社会保険労務士」による 無料相談会開催!

10月は★  
「社会保険労務士制度」  
推進月間です!

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きができるのは社会保険労務士だけです。

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認可された国家資格で、労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

日時

平成24年

10/20土

AM 11:00 ▶ PM 5:00

無料相談  
実施場所

イオン松山

1階南(環状線側)入口

フジグラン松山

1階グランドーム西側入口(スカイエレベーター前)

イオンモール新居浜

1階センターコート

フジグラン今治

1階シーズルーエレベーター前

オズメッセ21

1階Aコープ入口

相談内容 無料で相談に応じます。お気軽にご相談ください。

- 公的年金 ■ 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額医療費等)
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- 労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- 解雇、退職、セクハラ、パワハラ等 ■ 労使関係(個別労働紛争) ■ 各種助成金



## 総合労働相談所

電話相談

来所相談

専用電話 ☎089-907-4868

◎毎週 月曜日～金曜日

※祝日、12/29～1/3は除く

◎時間/PM4:00～PM7:00

※但し、午後5時以降は電話相談のみです

無料常設

愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室

## 社労士会労働紛争 解決センター愛媛



センターは「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、愛媛県社会保険労務士会が運営する、紛争解決をサポートする機関です。

- 簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。
- あっせんの申立てを受理した後、原則として1回のあっせんで解決を図ることを目指しています。
- 平成26年3月31日までは無料です。

愛媛県社会保険労務士会館内

お問い合わせお申し込み ☎089-907-4864



愛媛県社会保険労務士会

お問い合わせは…

☎(089)907-4864

〒790-0813 松山市董町4丁目6番地3

FAX (089)923-1133

ホームページ <http://www.ehime-sr.or.jp/>